

## 犯罪収益移転防止法施行規則第6条第1項第1号へ等の規定の解釈について

犯罪収益移転防止法上の本人確認方法については、現在、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等を踏まえ、全体的な見直しを検討しております。

そのうち、見直し後も存置する予定の「非対面で本人確認書類に組み込まれている IC チップ情報の送信を受ける方法」（犯収法施行規則第6条第1項第1号へ・ト・チに規定する方法。以下、「当該方法」）について、解釈を変更することとなりました。

過去のパブリックコメントにおいて、当該方法により送信される IC チップ情報については、電子署名による検証を行うことにより真正性を確認することが求められるという解釈を示めされています（この解釈に変更はありません。）。

また、当該方法に住所等の変更手続を行った運転免許証を利用する場合、新住所等の情報は（IC チップに格納されているものの）電子署名による検証を行うことができず、真正性を確認できないため、オンラインでは本人確認が完結しないとの解釈を示されておりました。

※金融庁ウェブサイト内の「犯罪収益移転防止法におけるオンラインで完結可能な本人確認方法に関する金融機関向け Q&A」にて記載。

今般、IC チップ情報の改ざんのリスク等について改めて検討した結果、後者の解釈を変更し、住所等の変更手続を行った運転免許証を当該方法に利用する場合において、電子署名により真正性を確認できる情報（交付時の記載事項及び写真の情報）と『同時に』新住所等の情報が送信されるときは、その新住所等の情報の真正性についても確認できるものとする事となりました。

### ■ 背景

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等を踏まえ、犯罪収益移転防止法上の本人確認方法について見直しを進めているところ。IC チップの情報の改ざんのリスク等について改めて検討した結果、「非対面で本人確認書類に組み込まれている IC チップ情報の送信を受ける方法」（犯罪収益移転防止法施行規則第6条第1項第1号へ・ト・チに規定する方法を指します。以下「当該方法」とする）について解釈を変更するもの。

### ■ 変更内容〈抜粋〉

（変更前）

当該方法により送信される IC チップ情報については、電子署名による検証を行うことにより真正性を確認することが求められる（過去のパブリックコメント参照）。

当該方法に住所等の変更手続を行った運転免許証を利用する場合、新住所等の情報は（IC チップ

に格納されているものの) 電子署名による検証を行うことができず、真正性を確認できないため、オンラインでは本人確認が完結しない。

※「犯罪収益移転防止法におけるオンラインで完結可能な本人確認方法に関する金融機関向けQ&A」にて掲載。

(変更後) ※後者の解釈を変更

当該方法により送信される IC チップ情報については、電子署名による検証を行うことにより真正性を確認することが求められる。

住所等の変更手続を行った運転免許証を当該方法に利用する場合において、電子署名により真正性を確認できる情報(交付時の記載事項及び写真の情報)と『同時に』新住所等の情報が送信されるときは、その新住所等の情報の真正性についても確認できるものとする。

今回の解釈の変更に関する詳細は、下記URLに掲載されておりますので、ご参照ください。

【警察庁ホームページ】

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/hotop.htm#sonota>

■本改正に関する問合せ先

警察庁刑事局組織犯罪対策部

組織犯罪対策第一課

03-3581-0141

警察庁